

〔事案 25-57〕 手術給付金支払・既払込保険料返還請求

・平成 26 年 6 月 17 日 和解成立

<事案の概要>

募集人に手術給付金が支払われることを確認したうえで、手術を受けたところ、部位不担保期間中の手術で支払対象外となったことを理由に、手術給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 25 年 2 月 27 日、子宮頸癌治療のための子宮頸部切除手術を受けたので、平成 22 年 4 月に契約した定期保険にもとづき、手術給付金等の支払いを請求した。ところが、本契約には「子宮、卵巣、卵管および子宮付属器」について 3 年間（平成 22 年 3 月 9 日～平成 25 年 3 月 8 日）は支払対象とはならない特別条件（特定部位・指定疾病不担保）が付けられており、本手術はこの条件に該当するとして、給付金が支払われなかった。

以下の理由により、給付金が支払われないことは不当なので、既払込保険料全額の返還（主張①）または、手術給付金等の支払い（主張②）を求める。

- (1) 手術前の平成 25 年 2 月 4 日に、募集人に対して子宮頸癌の手術を受けることになったことを伝え、給付金支払の可否を聞いたところ、給付金は支払われるとの回答を得た。
- (2) また、同月 18 日に、手術日（同月 27 日）が決まったことを募集人に伝えて、手術を受けたにもかかわらず、給付金が支払われないことは不当である。
- (3) 募集人から特別条件の説明があり、手術前に支払われないことが分かっていたら、本手術に緊急性はないので、手術を延期することも可能だった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 平成 22 年 3 月付特別条件付与の承諾書のとおり、本契約の特約には 3 年間の特定部位不担保条件が付いているため、手術給付金等は支払えない。
- (2) 募集人は申立人とのやり取りで間違った案内をしておらず、適切な対応を取っている。
- (3) 申立人は契約時に 3 年間不担保により保障されず、本手術の給付金が支払われないことを認識していた。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 主張①について

申立人の主張は、要素の錯誤による契約無効および詐欺による契約取消しを求めているものと判断するが、契約時の意思表示に関し、何ら瑕疵が認められないので、申立人の主張は認められない。

2. 主張②について

本契約は、特別条件付加の承諾書によって、約款にもとづき、特定部位・指定疾病につい

て3年間を不担保期間とする特別条件が付されたうえで引き受けられており、子宮頸部への手術日が不担保期間内にあたる以上、手術給付金等の支払いは認められない。

3. 和解について

しかしながら、以下の理由により、本件は和解による解決が相当であると判断する。

- (1) 申立人は、平成25年2月4日に、募集人に手術予定であることを電話で告げ、給付金支払の可否を照会しており、その時点で、募集人は部位不担保の対象であることは認識していたが、正確な不担保期間を回答していない。申立人から次に電話がかかってきたのは同月18日であり、募集人はこの間に正確な情報を調べ回答できたはずである。
- (2) 契約内容の一部となっている不担保期間について、その正確な終期を保険証券等から把握することは困難であり、正確な情報を契約者に提供することは、募集人（保険会社）に期待されてしかるべきものである。
- (3) 本来ならば、適時の治療を最優先に考えるべき手術の時期の決定に際して不担保期間を考慮すること自体が本末転倒であるが、本手術には緊急性がなく、募集人が事前に正確な不担保期間を知っていた場合に、終期翌日の3月9日以降に手術を受けていても、それほど非難されるべきことではない。